

「(仮称)佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例(素案)」に関するご意見について

「(仮称)佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例(素案)」については、市民の皆さんから募集するとともに、佐世保市が設置する審議会等の委員、各種関係団体に意見を伺いました。

その結果、合計16件のご意見をお寄せいただきました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。寄せられましたご意見に対する本市の考え方をまとめましたので、その内容について公表します。

なお、ご意見については、ご意見の趣旨を損なわないよう、原文のまま掲載させていただきました。ただし、個人や団体の特定ができる情報については修正させていただきました。

＜意見募集期間＞ 平成23年12月12日(月)～平成24年1月10日(火)

＜意見募集の結果＞

1 市民からの意見募集について

(1) 対象

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ・市に対して納税義務を有する方

(2) 実施場所(閲覧場所)

- ・市ホームページ
- ・中央保健福祉センター5階 健康づくり課
- ・市役所6階 行政資料閲覧コーナー
- ・各支所・行政センター
- ・各地区公民館

(3) ご意見の件数 4件

2 佐世保市が設置する審議会等の委員からの意見募集について

(1) 対象

- ・「佐世保市保健・医療・福祉審議会」の委員
- ・「佐世保市歯科保健推進協議会」の委員

(2) ご意見の件数 4件

3 保健、医療、福祉、教育等の各種関係団体からの意見募集について

(1) 対象

- ・保健、医療、福祉、教育等の各種関係団体(45団体)

(2) ご意見の件数 8件

4 ご意見、それに対する市の考え方

	ご意見	市の考え方
①	<p>佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例制定は大変画期的と思います。</p> <p>現在、国には「歯科口腔保健の推進に関する法律」、県には「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」が制定されていますが、佐世保市民の歯科保健の向上のためには、佐世保市の実態に即した、より効果的な市の条例の制定は佐世保市民の歯科保健の向上に大きく寄与することが期待されます。</p> <p>歯と口腔の健康を保持することは、超高齢社会においては、生きる喜びは食べる喜びでもあり、おいしく食べられることが、生きがいにも通じていると思います。歯科の疾病を予防していくことにより、口腔の健全な機能も維持され、それが全身の健康増進へも通じてきますので、市民の全身の健康増進にも大いに貢献できることが期待されます。</p>	<p>法律や県の条例が制定されましたが、住民の最も身近なところで、歯科保健事業に取り組んでいるのが市町村や地域の歯科医院ですので、地域の実態に即した条例を定めることが有効であると考えています。</p> <p>また、この条例は、市民の歯科疾患の有病率の低下を図り、市民の健康増進に寄与することを目的としています。</p> <p>そのために、市と関係者等とで連携を図りながら、予防対策を中心として、継続的かつ効果的に歯・口腔の健康づくりに関する施策を展開していくことが必要と考えています。</p>
②	<p>佐世保市は健康都市宣言をしていますが、果たして市民はこの佐世保市が、他の都市と比べて健康に過ごせると感じているのでしょうか？長崎県の中でも佐世保市は特に寿命が長く、健康に過ごせると感じているのでしょうか？</p> <p>市民の健康を考える時、市にはいろんな検診制度がありますが、市民が検診を受け、その結果を自分の健康の指標として今の生活に取り入れているのでしょうか？</p>	<p>健康都市宣言とは平成4年10月に佐世保市が「健康都市」を目指すことを宣言したものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《健康都市宣言》</p> <p>健康で生きがいのあるくらしは私たちの願いです。</p> <p>佐世保市が明るく活力に満ちたまちとして発展していくためには、市民一人ひとりが快適な環境づくりに努め、心身ともに健康であることが大切です。</p> <p>このため、私たち佐世保市民は、心豊かな住みよいまちをめざし、『あたたかい心と丈夫なからだ』をスローガンに、「健康のまちさせば」の実現に向け、積極的な取り組みを展開していきます。</p> <p>ここに、佐世保市を「健康都市」とすることを</p> </div>

	ご意見	市の考え方
	<p>昨今、食育の大切さが言われています。食の安心、安全の重要性がよく言われますが、人が、健康に過ごすためには、安心、安全なものを美味しく料理し、そして、しっかりと噛み飲み込んで、栄養を吸収しなくてはなりません。</p> <p>しっかりと噛み飲み込むことは、人としての本能です。美味しい食材を、美味しく料理し、美味しく噛み砕くには、お口の中が健康で歯が丈夫でなければなりません。</p> <p>市民の中には、健康な人ばかりとは限りません。障害をお持ちの方、寝たきりの方、妊婦の方、自分で食事を取れない乳幼児とさまざまな市民がいます。しかし、人が人として生きていくためには、食事をし、消化して栄養を取り、排泄をするという行為が不可欠です。</p> <p>この条例は、佐世保市民全員が、健康で健やかに過ごす為の生活に密着したものになっていると思います。</p> <p>お口の中の健康管理に対して、検診をして、疾病への予防をし、もし疾病があれば早期発見早期治療をし、口腔ケアを実践して健康な状態を保ち、毎日の食事が、美味しくただけて、過ごせるように佐世保市が発信し、今よりもすばらしい健康都市となってほしいと思います。</p> <p>是非、条例の成立を希望します。</p>	<p>宣言します。 平成4年10月2日</p> <p>現在では、市の健康増進計画である「けんこうシップさせぼ21」において、市民自らの生活習慣の改善と、それに必要な環境整備を社会全体でおこない健康都市の実現を図ることを目指しています。</p> <p>また、ご意見のとおり、歯・口腔の健康は、食育を推進する上で非常に重要な要素です。自分の歯でしっかりと噛めることは、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防に繋がると言われています。</p> <p>条例の目的にもあるように、市民の歯科疾患の有病率の低下を図るとともに、全身の健康増進に寄与することを目指し、全ての市民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を展開していきたいと考えています。</p>
③	<p>基本理念を読み、大変感銘を受けました。</p> <p>又、基本的施策でも具体的で、とても良いと思いました。</p>	<p>「市民自ら予防に取り組むこと」、「適切に口腔保健サービス及び医療を受けることができる環境が整備されること」を大きく2つの基本理念としています。</p>
④	<p>基本理念がわかりやすくて、基本的施策のフッ化物を用いた効果的施策のフッ化物を用いた効果的なむし歯の予</p>	<p>基本的施策については、市が取り組む歯・口腔の健康づくり施策の基本的な方向性を定めるものであり、具体的な事業</p>

	ご意見	市の考え方
	防対策はとても良いと思いました。	の内容については、第7条に規定している「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」において定める予定です。
⑤	<p>生涯を通じて健康な歯で楽しく食事をし会話をすることは、人の人生にとってかけがえのないものです。命を終える最後の日までしっかり自分の歯で食事をとり一生をおえられたらそれに勝る喜びはありません。</p> <p>今までのむし歯や歯周病予防はどちらかと言うと個人の自助努力によるところが大でした。</p> <p>しかし、経済格差や、健康に対する考え方の差が甚だしい今日に在っては、その格差のせいで健康な歯の状態を維持できない人々がたくさんおられます。</p> <p>この条例はそういった社会の格差により生じる足りない部分を佐世保市が地域と一体となってサポートすることを求めるものになっています。是非この条例を基に日本で一番歯と体の健康な佐世保市を目指して頂きたいと切に願っております。</p>	<p>近年では、家庭の健康に対する意識や環境の違いにより、健康にも格差が生じていると言われています。</p> <p>特にむし歯や歯周病等の歯科疾患は、子どもの頃からの食事や歯磨きの習慣など、家庭環境の影響を強く受けます。</p> <p>健康な生活を実現するためには、各個人が健康づくりを実践することが基本ですが、社会全体として各個人の主体的な健康づくりを支援していく環境整備も必要です。</p> <p>この条例では、「市民自ら予防に取り組むこと」、「適切に口腔保健サービス及び医療を受けることができる環境が整備されること」を大きく2つの基本理念としています。</p> <p>市や関係者と市民が一体となって取り組むことで、市民全体の健康に繋がっていきたいと考えています。</p>
⑥	<p>内容等に関してはよくわかり問題なし</p> <p>高齢者の摂食嚥下障害に伴う誤嚥性肺炎患者が多く、在宅へ移行する時、食事が食べれず問題となることが多い。</p> <p>年1回の6月の歯・口腔の健康づくりの月間の中で嚥下障害となりにくい口腔ケア法や訓練などを内容に入れ込んではどうだろうか。</p> <p>また、携わる者の教育や資質の向上も必要と考える。</p>	<p>ご意見のとおり、摂食嚥下障害に伴う誤嚥性肺炎は、高齢者にとって非常に重要な課題のひとつです。</p> <p>6月の歯・口腔の健康づくり月間は、歯・口腔の健康づくりの重要性を普及するために様々な事業を展開していくように考えています。その中で、摂食嚥下障害を予防・改善するための方法等についても情報提供し、関係者の資質向上に関する事業についても検討していきたいと考えています。</p>
⑦	「～～を基本理念として行なわれなければならない。」となっていますが、これだと主語が「歯・口腔の健康づく	ご意見のとおりですので、検討させていただきます。

	ご意見	市の考え方
	<p>り」になります。これでもいいのかも しれませんが、少し違和感があります。 もう少し主語が明確になるようにで きないでしょうか。 ご検討お願い致します。</p>	
⑧	<p>素案読ませていただきました。要点 が網羅されており結構です。その上で 感想をのべさせていただきます。 これから推進されることなのでしょ うが条例素案を読んでいて佐世保市の 現状がみえないことです。書いてある ことはもっともです。余りにもあたり 前のことが全て述べられているだけ です。改めて推進条例をおつくりに なる必要性が感じられませんでした。</p>	<p>条例の中に、年々変化していく佐世保 市の現状を記すことは難しいため、記載 しておりませんが、第7条に規定してい る「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進 計画」の策定を平成24年度に予定して いますので、現状・課題とその対策・目 標については、その計画に明記したいと 考えています。 なお、条例の必要性については、国の 「歯科口腔保健の推進に関する法律」及 び長崎県の「長崎県歯・口腔の健康づく り推進条例」の趣旨を踏まえ、本市の実 状に応じた条例を制定することで、長期 的に一貫性のある施策を展開できるとと もに、市民に対し、歯・口腔の健康づく りの重要性をアピールできると考えてい ます。</p>
⑨	<p>条例素案の内容については大筋意義 はありませんが、基本施策の中の「フ ッ化物を用いた効果的なむし歯の予防 対策」という項目が市内の小中学校で 集団実施をめざしているものであれば 基本的には賛同しかねます。 それはかねてより「フッ素洗口」に ついて現場で解決されていない課題が あり、反発も多いという事情がありま す。県の推進条例ができたからといっ て強引に進めるのではなく慎重にお願 いしたい。参考までにこれまでの課題 等をお知らせします。 ①WHOでは誤飲防止のため幼児のフ ッ素洗口を禁止している ②日弁連はフッ素洗口にたいして反対 を表明している</p>	<p>第8条第2号の「フッ化物洗口等のフ ッ化物を用いた効果的なむし歯の予防対 策の推進に関すること。」とは、小・中 学校などにおけるフッ化物応用の推進を 図るためのものです。 むし歯は市民にとって非常に身近な疾 患です。佐世保市の成人歯科健診(20歳 以上の市民を対象とした歯科健診)の結 果によると、受診者の93.3%がむし 歯に罹患していますが、永久歯に生えか わる小・中学生の時期にフッ化物洗口等 のフッ化物応用を行うことにより、将来 むし歯になりにくい歯をつくることが できます。 健康な生活を実現するためには、各個人 が健康づくりを実践することが基本で すが、社会全体として各個人の主体的な</p>

	ご意見	市の考え方
	<p>③過去、実施した他県で事故が起きている</p> <p>④集団でのリスク解消のため義務教育で一斉に取り組むということを避けたい</p> <p>⑤保護者に負担がかかり、希望する子としない子があり、日課に入れにくい</p> <p>⑥洗口のコップや容器の準備、後始末等担任や養護教諭の負担が増加する</p> <p>⑦フッ素の世話をする薬剤師との連絡調整</p> <p>⑧集金等の係の新設と煩雑化</p> <p>⑨フッ素に対する様々な価値観を持った保護者への対応</p> <p>⑩導入することでのさまざまなトラブルがあった時の対応</p>	<p>健康づくりを支援していく環境整備も必要です。むし歯予防に関しては、家庭での適切な歯磨きに加え、小・中学校などでフッ化物応用に取り組むことが有効な手段であると考えています。</p> <p>一方、フッ化物洗口には、様々なご意見があることも承知しています。さらに、市内の学校等の規模も多様でありますので、市全体で一斉に開始すること、一律の方法で実施することはなかなか難しいと考えています。</p> <p>今後は、教育現場の先生方や歯科医師の方などのご意見も伺うとともに、先進自治体の事例を参考にして、役割分担、実施方法、開始時期等、具体的な方針を定めて参りたいと考えています。</p> <p>なお、ご指摘の課題については、以下のように考えています。④～⑩につきましては、前述のとおり、様々な立場のご意見を伺いながら、フッ化物応用に係る具体的な方針を定めて参りたいと考えています。</p> <p>①ご意見の「6歳未満児(幼児)はフッ化物が使えない(フッ化物洗口ができない)」という話のもとになっているのは、WHO専門委員会が作成した口腔保健状態とフッ化物利用に関する「フッ化物と口腔保健」というレポート「WHOテクニカルレポート(WHO Technical Report Series 846 1994 発行)」のことで、他の経路(主に水道水へのフッ化物添加など全身へのフッ化物応用)から摂取されるフッ化物量によって歯のフッ素症が起こる危険性が増加するという危惧から見解が示された内容です。日本では、水道水へのフッ化物添加など全身へのフッ化物応用の実施がされておらず、他国のフッ化物の多利用と異なっており、このよ</p>

	ご意見	市の考え方
		<p>うな危険性がないとされています。なお、厚生労働省が示している「フッ化物洗口ガイドライン」(2003年)においても、「4歳から開始し、14歳まで継続することが望ましい」とされています。また、1996年に日本口腔衛生学会フッ素応用研究委員会においても、「就学前からのフッ化物洗口法に関する見解」として、「日本においては、現在、水道水フッ化物濃度調整(水道水フッ化物濃度調整)、フッ化物錠剤、食品中のフッ化物濃度調整等、フッ化物の全身応用が行われていないので、他の経路から摂取されるフッ化物として全身応用の影響を考慮しなくてよい」、「日本の6歳未満の幼児においては、フッ化物洗口を開始する前に水による練習を行い、洗口が上手にできることの確認ができれば、フッ化物洗口を妨げる理由はない」と専門学会誌に示しており、6歳未満児のフッ化物洗口に問題ないことが述べられています。</p> <p>②平成23年1月21日付、日本弁護士連合会「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」に対しては、日本口腔衛生学会、日本歯科医師会、日本学校歯科医会、日本小児歯科学会、日本障害者歯科学会、日本むし歯予防フッ素推進会議の各専門機関により、学校等におけるフッ化物洗口等のフッ化物利用によるう蝕(むし歯)予防の有用性を支持する旨の見解が示すとともに、日本口腔衛生学会は、科学的根拠となる解説を公表しています。むし歯予防のため適正に使用するフッ化物の安全性と有用性は実証されているところです。また、厚生労働省においても、「フッ化物洗口ガイドライン」を示し、集団フッ化物洗口の有効性と安全性を確</p>

	ご意見	市の考え方
		<p>認し、推奨しています。</p> <p>③2003年に他県において通常の2倍のフッ素剤が投入されたという事例が起きていますが、健康への影響は認められていません。学校現場で起こりうる事故は仮に生じても大事に至らないような配慮のもと、洗口液のフッ化物濃度と一回分の液量が決められています。</p>
⑩	<p>1. 法律(この場合「歯科口腔保健の推進に関する法律」)及び条例(この場合「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」)を根拠として、市の条例とするならば、法〇〇条、条例〇〇条に基づき「条文」が策定されているということを明確にした方がよいのではないかと考える。 (関係ある法や県条例などに基づいて規定されていることを示したほうが円滑だと考えられる。)</p> <p>2. 第13条以降は、協議会の設置要綱の内容なので、第12条で設置を規定するだけでよいのではないかと考える。(設置や運営の内容が変更となると、条例改正など協議会の運営が困難になる可能性がある。)</p> <p>3. 県条例では、基本的施策の実施は知事又は教育委員会としている。県条例と整合性を図るため、市長又は市教育委員会とした方がよいと思われる。</p>	<p>1 当条例素案については、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」の趣旨を踏まえ作成したのですが、一方で本市としての団体意思を表明するものでもあるため、市民に分かりやすいことが重要ではないかと考えています。各条に「法〇〇条に基づき…」という文言を追加することにより根拠が明確になる一方、条文が長くなり読みにくくなるかと考えており、第1条の目的に記載するに止めています。</p> <p>2 今回の条例化に伴い協議会は、地方自治法に基づく市長の附属機関として位置付けることとなります。一般に、附属機関の設置根拠となる条例には所掌事務や委員の任期・定数等を明記することになっています。</p> <p>3 ご意見のとおり、第8条については、県条例に倣い「市長又は市教育委員会」とする方向で検討いたします。</p>
⑪	<p>「(仮称)佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例(素案)」は条例素案等良く出来ていますので3月議会へ提案して下さい。</p>	<p>現在は、素案の段階ですので、いただいたご意見などを参考に再検討をおこない、3月議会への提案を目指します。</p>
⑫	<p>すばらしい企画です。 当団体としても積極的に参加させて頂きます。</p>	<p>本条例素案の中に関係者の役割を明記していますように、それぞれの関係者の方々と連携・協力をしながら施策を実施していきたいと考えていますので、今後ともご協力をお願いします。</p>

	ご意見	市の考え方
⑬	<p>(仮称)佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例(素案)については別に意見はございません。</p> <p>毎年6月を歯・口腔の健康づくり普及月間とされるようですが、事業として歯科衛生士さんの講演会を開催したらどうでしょうか。</p>	<p>第9条にあります「歯・口腔の健康づくり普及月間」は、歯・口腔の健康づくりの重要性を普及するために様々な事業を展開していくように考えています。ご意見のとおり、歯科衛生士による講演も普及事業のアイデアの一つとして参考にさせていただきます。</p>
⑭	<p>高齢者は義歯の方が多し元気な方は自分で歯医者にも行け、ケアも受けられる。又それ以外に定期的に通っている人が、どれ程居るでしょう。施設等に入所している人達の為に医師の方から出向いて診て頂く事が出来れば、物を噛んだり飲み込んだりの指導もして頂いて健康づくりに多少なりとも役にたつ事と思います。</p> <p>せっかく法律が出来るのですから利用される人の目線に立って、どんな人でも受けられる様に考えていただきます様お願い致します。</p>	<p>ご意見のとおり、歩行が困難な方などが歯科保健サービスを利用することは非常に負担の大きなことです。</p> <p>この条例には、そういった方々でも歯科保健サービスを受けることができる施策を推進することを定めています。</p> <p>具体的な方法については、第7条に規定している「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」(平成24年度に策定予定)に、障がい者の方などのご意見も参考にしながら検討したいと考えています。</p> <p>また、できるだけ治療を受けなくて済むように歯科疾患の予防についても重点的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
⑮	<p>歩行が困難になる進行性の病気で。今は「かかりつけ歯科医」があり治療の為に、何回も通院しなければならない。バスの通院が困難でタクシーを利用。交通費がかかり負担が大きい。患者会の中には、訪問診療を受けても自宅での治療が無理だったので、介助付で病院まで。その人はかかりつけの所だったから安心してました。難しいとは思いますが、できれば、かかりつけ医の訪問診療を希望します。第8条の(4)「適切に口腔保健サービスを受けることができるようにするために必要な施策の推進」とありますが、どのようなサービスが受けられますか？</p> <p>新聞に食後にキシリトールガムをかむと歯に良いと書いてありましたが、ガムの利用等も予防になるのでは。</p>	<p>ご意見の中にありますキシリトールは、ミュータンス菌(むし歯菌)に分解されず、歯を溶かす「酸」を作る原料になりません。</p> <p>ただし、歯垢自体を取り除くわけではありませので、毎日のブラッシングは必要です。</p> <p>今後は、このような歯・口腔の健康づくりに関する情報提供についても一層力を入れていきたいと思っています。</p>
⑯	<p>歯・口腔の健康づくり条例素案を拝</p>	<p>市民への情報提供については、世代に</p>

	ご意見	市の考え方
	<p>見させていただきました。[市の施策]のところの①に歯、口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集、提供等・・・記されています。保育所では食後、歯みがきの徹底に取り組んでいますが、家庭での指導が充分でないのが現状です。家庭配布物等が具体的に行われると効果があるのではないかと思います。素案の中にも充分入っていると思います。</p> <p>他の点に付きましてはありません。</p>	<p>応じた情報提供をおこなう必要があると考えています。</p> <p>子どもの歯・口腔の健康のためには、家庭における取り組みも欠かせませんので、ご意見を参考にしながら、より効果的な情報提供の方法などについて検討していきたいと思います。</p>